

令和8年度 昭和町生分解性マルチ普及推進事業

昭和町の農作物栽培の省力化と廃プラスチック対策を推進し、生分解性マルチの普及に向けて支援を行うため、予算の範囲内で生分解性マルチの購入費の一部を補助します。

【対象者】

以下の要件をすべて満たす方

- (1) 町内に住所を有する個人または町内に本社の住所を有する法人
- (2) 販売目的をもって農作物を栽培する方
- (3) 町税等の滞納がない方

【補助対象経費】

農作物を栽培する農地への使用を目的とした生分解性マルチの購入に要した経費

※令和8年1月1日～令和9年12月31日までの間に購入したもの

※山梨県内で購入したものに限り

【補助金の額】

基準額 × 購入本数 = 補助金額 **※上限5万円**

↳ 生分解性マルチ1本あたりのJA山梨みらいの予約販売価格とJA山梨みらいが販売する同等の黒マルチの価格の差額（その額100円未満の端数があるときは切り捨て）の2分の1以内の額

◇ 基準額 = 生分解性マルチ価格 - 同等の黒マルチ価格 × 2分の1

※生分解性マルチ、黒マルチともにJA山梨みらいの販売価格とし、町が価格をJA山梨みらいに確認します

【提出書類】

- (1) 昭和町生分解性マルチ普及推進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 購入先の機関、団体等が発行する生分解性マルチの購入数量が正確に確認できる書類の写し
- (3) 出荷伝票の写し
- (4) 振込口座（申請者名義）の通帳の写し

補助金の交付は、
1対象者につき同一年度内に1回限りとします

【申請期間】

令和9年3月31日(水)までに

上記提出書類を昭和町役場2階 環境経済課窓口にご提出ください

※平日の8時30分～17時15分まで受付可



※「当該年度に生産した農作物を出荷しなかった」、「補助要件等に違反があった」、など不適当と認められたときは、補助金の交付決定を取り消し、すでに交付された補助金の一部または全部の返還となります

【問い合わせ先】 昭和町役場 環境経済課 農政振興係 Tel : 055-275-8355